

指定管理業務評価結果書

1 施設の名称等

(1) 公の施設の名称	津山市食肉処理センター
(2) 指定管理者	所在地 津山市国分寺 9 番地 1 名 称 一般社団法人津山食肉処理公社 代表者 理事長 大下順正
(3) 公の施設の所管部署	産業経済部 農業振興課
(4) 指定期間	平成 2 4 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 7 年 3 月 3 1 日
(5) 評価対象期間	平成 2 5 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 6 年 3 月 3 1 日

2 施設の利用状況

(1) と殺解体実績	牛 (その他) 3,319 頭・豚 387 頭・子牛 252 頭
(2) 事業の内容	センターの施設又は設備の使用の許可に関する業務 センターの維持管理に関する業務 センターの使用料の徴収に関する業務

3 収支の状況

(1) 指定管理者の収入 (経常収益)	当期収入合計	122,058 千円	=	+
	施設管理事業収入計	96,358 千円	=	+
	受託収入	82,872 千円	(指定管理料)	
	手数料等	13,486 千円		
	と畜解体事業収入計	25,700 千円	=	+
	受託収入	1,068 千円	(指定管理料)	
	解体手数料	24,632 千円		
(2) 指定管理者の支出 (経常費用)	当期支出合計	124,003 千円	=	+
	施設管理事業支出	98,506 千円		
	と畜解体事業支出	25,497 千円		

4 総合評価結果

(1) 指定管理者の評価	H25 年度の解体実績は計画に対し、廃用牛を含む牛で 99 頭・子牛 28 頭・豚 13 頭といずれも減少であった。牛の枝肉放射能(セシウム) 検査の実施状況は、枝肉全部廃棄分と子牛を除く全頭で実施し、3798 頭の検査を行った。(H26.3 末まで) H25.4 から一般社団法人に移行し、一層の経費削減に努めた。
(2) 市の評価	津山市食肉処理センター検討委員会からの提言により、年次的に指定管理料を減額しているが、このことに対応して適正に運営されていると評価する。処理頭数の増加対策を図り、効率的な運営に努めるとともに、衛生面を特に重視して取り組んでいただきたい。